

岡崎市議会追加議案

令和 8 年 3 月 定例会

令和 8 年 3 月岡崎市議会定例会追加議案目録

議案番号	件 名	ページ
74	岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について	5
75	岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	7
76	令和 7 年度岡崎市一般会計補正予算（第12号）	9
同意 1	岡崎市宮崎財産区管理会の委員の選任について	11

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 23 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岡崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 2 項 中 「35人」を「30人」に改める。

附則第 3 項 中 「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における 1 学級の子どもの数については、改正後の第 4 条 第 2 項の規定にかかわらず、令和14年 3 月31日までは、なお従前の例によることができる。

（理由）

この条例案を提出したのは、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について基準となる告示が一部改正されたことに伴い、満 3 歳以上の学級編制基準を引き下げる等の必要があるによる。

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 23 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園における園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置数の算定対象に主務保育教諭を加える必要があるによる。

令和 8 年第76号議案

令和 7 年度岡崎市一般会計補正予算（第12号）

令和 7 年度岡崎市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 3 月 23 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
6 農林業費	1 農業費	農業構造転換 支援事業補助事業	千円 146,875

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
11 災害 復旧費	1 公共土木 施設災害 復旧費	河川災害 復旧事業	千円 39,600	河川災害 復旧事業	千円 44,750

令和8年同意第1号

岡崎市宮崎財産区管理会の委員の選任について

岡崎市宮崎財産区管理会の委員に次の者を選任したい。

岡崎市財産区管理条例（平成17年岡崎市条例第89号）第3条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年3月23日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

（住 所）

（氏 名）

（生 年 月 日）

岡崎市東河原町

清 水 虎 棄

昭和31年11月12日